深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

- 第2条 何人も、キャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。
 - (1) 深谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与 えるおそれのあるとき。
 - (5) その他その使用が著しく不適当であるとき。

(使用申請)

- 第3条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめイメージキャラクター使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、深谷市長(以下「市長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 深谷市が主体となって実施するイベント、事業等で使用するとき。
 - (2) 国及び地方自治体が広報の目的で使用するとき。
 - (3) 教育機関が教育目的で使用するとき。
 - (4) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (5)個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用し、かつ第3者 へ広く公開しないとき。
 - (6) その他市長が適当と認めたとき。
- 2 キャラクターの使用期間は、最長2年間とする。また、2年を超えて使用する場合は、 あらためてイメージキャラクター使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認 を受けなければならない。
- 3 市長は、前2項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合 を除き、キャラクターの使用を承認する。
- 4 前項の承認は、イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

- 第4条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
 - (2) 使用するデザインは、深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん公式ホームページ」サイト内の「デザイン集」に定めたものとすること。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。
 - (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこ

と。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (4)「深谷市イメージキャラクター『ふっかちゃん』」との表記を付すこと(別記「使用例1」参照)。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「©深谷市」、又は「©FUKAYA CITY」の標記をもって代えることができる(別記「使用例2」参照)。なお、市長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみを使用するものとする。
- 3 キャラクターを使用した商品を販売する者は、年度ごとにイメージキャラクター「ふっかちゃん」使用商品売上状況報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

- 第5条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、イメージキャラクター使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

- 第6条 キャラクターを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、 又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受 けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、平成22年 7月 2日より施行する。

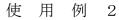
この規程は、平成24年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成25年 3月 1日より施行する。

この規程は、平成28年 4月11日より施行する。

別記







〇 深谷市

又は

© FUKAYA CITY